

## プロジェクト 税効果会計

## 項目 第 358 回企業会計基準委員会及び第 50 回専門委員会で聞かれた意見

**本資料の目的**

1. 本資料は、第 358 回企業会計基準委員会（2017 年 4 月 10 日開催）及び第 50 回税効果会計専門委員会（2017 年 4 月 6 日開催）（以下「専門委員会」という。）で議論された仮に開示を追加する場合の「「税効果会計に係る会計基準」の一部改正(案)」の文案、単体財務諸表における税効果会計に関する開示、「税効果会計に係る会計基準の適用指針(案)」等の適用時期及び経過措置、及び「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針(案)」の改正文案について聞かれた主な意見をまとめたものである。

**仮に開示を追加する場合の「「税効果会計に係る会計基準」の一部改正(案)」の文案について聞かれた意見**

2. 事務局より、評価性引当額及び税務上の繰越欠損金の注記に関する文案について説明したところ、主に次の意見が聞かれた。

（発生原因別の税務上の繰越欠損金の額が重要な場合に、当該税務上の繰越欠損金に対して、評価性引当額の内訳及び税務上の繰越欠損金に関する情報に関する注記を求める提案に対する意見）

**事務局の提案に賛成する意見**

- (1) 財務諸表利用者が繰延税金資産及び繰延税金負債を理解するためには、非財務情報において将来の収益獲得見込みや企業の戦略遂行能力について説明を行うことが最も重要であると考え、企業グループの事業範囲が海外に拡大していることを踏まえると、連結において、税効果会計関係の注記として評価性引当額や税務上の繰越欠損金に係る情報について一定程度は開示の拡充が必要であることは理解できる。（第 358 回企業会計基準委員会）

上記の意見は、事務局の提案に賛成する意見である。

- (2) 注記の記載箇所については、事務局の提案に賛成する。ただし、文案では発生原因の注記に税務上の繰越欠損金の額を記載することが必ず求められるように読めるため、税務上の繰越欠損金の額を発生原因別の注記に別記するか否かの判断基準は現行の取扱いから変更していないことを明らかにすべきと考える。（第 50 回専門委員会）

上記の意見を踏まえて、審議事項(5)-2-2 を見直している。

評価性引当額の記載箇所に関する提案に反対する意見

- (3) 事務局の提案では、その他の包括利益を通じて計上される繰延税金資産の増減についても説明が求められることになるため、評価性引当額の変動内容については、税率差異の注記の補足情報と位置づけることがよいと考える。なお、仮に事務局提案に従う場合、結論の背景における開示の目的の記載と、会計基準上の要求事項が整合していないのではないかと考える。

上記に関連し、事務局の分析では、評価性引当額の増減内容を税率差異の注記に記載する場合、どの項目と紐づけて説明するのかを特定する必要があり、一定の困難さが懸念されるとされているが、このような場合には、発生原因別の注記に記載しても変わらないと考える。(第50回専門委員会)

- (4) ((2)の意見に対し) 仮に税率差異の注記の補足情報と位置づける場合、税引前当期純損失が生じている場合に税率差異の注記を求めないのであれば、当該補足情報も開示されないこととなるため、事務局の提案の取扱いとすべきと考える。(第50回専門委員会)

(3)及び(4)の意見について、税率差異の補足情報として位置づける場合、税率差異の注記において記載している項目のうち利用者にとって理解が困難であると考えられるものについて作成者が特定し、当該項目について有用と考えられる情報を作成者が判断し開示する方法が考えられる。このような方法では、作成者が何を開示すべきかの判断が困難になると考えられるがどうか。

(開示の重要性に関する意見)

事務局提案を見直すべきとの意見

- (5) 重要性については、注記を作成するプロセスを踏まえると、評価性引当額の内訳の区分は残高ベースの情報の重要性で区分の可否を判断し、定性的な情報である評価性引当額の変動はフロー情報に関連するため税金等調整前当期純利益に対する割合の重要性で判断することが自然であると考えられるため、シンプルな判断基準にしてはどうか。(第50回専門委員会)
- (6) 評価性引当額の内訳を区分する重要性について、税金等調整前当期純利益に対する税務上の繰越欠損金の額に法人税等の税率を乗じた額の割合という考えを示すと、税金等調整前当期純利益の金額が少額である場合には、利用者が利用しない不要な情報まで開示を求めることとなる可能性があるため、再度検討

すべきであるとする。(第50回専門委員会)

(5)及び(6)の意見を踏まえて、審議事項(5)-2-2を見直している。

(その他の意見)

- (7) IFRSの任意適用企業が増加していることを踏まえ、今回の改正により日本基準に基づく連結財務諸表の注記項目を追加する場合、現行のIFRS任意適用企業における連結財務諸表の注記項目が追加されるか否かについて考え方を示す必要があるのではないかと。(第50回専門委員会)

今回、日本基準において注記項目を追加することにより、IFRS任意適用企業における連結財務諸表の注記項目が追加されるか否かについては、IFRSの解釈となる可能性があるため、その考え方を示すことは困難であると考えられる。

### 「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針(案)」の改正文案について聞かれた意見

3. 事務局より、(分類1)に該当する企業における繰延税金資産の回収可能性の取扱いに係る「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針(案)」の改正文案について説明したところ、次の意見が聞かれた。

(例外となるケースが明確ではないとの意見)

- (1) 文案では、(分類1)に該当する企業における繰延税金資産の回収可能性の取扱いの例外が、完全支配関係にある国内の子会社株式の評価損に係る将来減算一時差異に限られないように読めるため、表現の見直しが必要ではないかと。(第50回専門委員会)

審議事項(5)-6を参照。

(結論の背景の記載を見直すべきとの意見)

- (2) 結論の背景において、完全支配関係にある国内の子会社株式の評価損が将来減算一時差異に該当することの理由が示されていないため、追加すべきと考える。(第50回専門委員会)

上記の意見を踏まえて、審議事項(5)-4を見直している。

### 「税効果会計に係る会計基準の適用指針(案)」等の適用時期及び経過措置につ

### いて聞かれた意見

4. 事務局より、「税効果会計に係る会計基準の適用指針(案)」等の適用時期及び経過措置について、仮に当該適用指針が2017年12月に最終化されることを前提として強制適用時期を2019年3月期からとし、経過措置を設けない案を提案したところ、主に次の意見が聞かれた。

(強制適用時期に関する意見)

#### 2019年3月期から適用する提案に賛成する意見

- (1) 現状の検討状況を踏まえると、早期適用を認めずに強制適用時期を2019年3月期とする提案は妥当であると考え。(第358回企業会計基準委員会)
- (2) 今回の移管により見直した事項は限定的であるため、2019年3月期から適用する提案に賛成する。(第50回専門委員会)
- (3) 適用指針が2017年12月に最終化される場合、連結パッケージや子会社への展開等の準備期間を勘案すると、2019年3月期からの適用に何とか間に合うのではないかと考える。(第50回専門委員会)
- (4) 開示に関する規定は可能な限り早期に適用することを要望しているため、2019年3月期から適用する提案に賛成する。(第50回専門委員会)

上記(1)から(4)は、事務局の提案に賛成する意見である。

#### 事務局提案に反対する意見

- (5) 適用指針の最終化後、必要な情報を特定し情報収集の仕組みを構築するため、1年強の準備期間では実務上間に合わない可能性がある。そのため、強制適用時期は、2020年3月期とすべきと考える。(第50回専門委員会)

上記の意見を踏まえ、準備期間が必要となる可能性のある注記事項については適用初年度の比較情報を記載しないことができる取扱いを定めることが考えられるかどうか(審議事項(5)-2-2を参照。)

(経過措置に関する意見)

- (6) 税務上の繰越欠損金に関する繰越期限別の情報については、将来における税負担率や税金費用の予測の観点から当年度における情報の有用性が高いと考えられることを踏まえると、適用初年度においては、決算財務報告プロセスの構築に時間を要するため、特段のニーズがない限り比較情報の開示を求めないとする経過措置を設けた方がよいのではないかと。(第358回企業会計基準委員会)

及び第 50 回専門委員会)

- (7) 税務上の繰越欠損金に係る注記は新規の開示項目であるため、財務諸表作成者の実務負担に配慮し比較情報の開示を求めないとする経過措置を要望する意見に対して、財務諸表利用者の立場の観点から反対はしない。(第 358 回企業会計基準委員会)

(6)及び(7)の意見を踏まえ、注記事項については適用初年度の比較情報を記載しないことができる取扱いを定めることが考えられるかどうか(審議事項(5)-2-2を参照。)

- (8) 回収可能性適用指針の適用により、(分類 1)に該当する企業における繰延税金資産の回収可能性の判断が変更されているケースがあるため、回収可能性適用指針の改正については、適用初年度の期首残高に会計処理の変更による影響を反映することとし、比較情報は遡及適用しないという経過措置を設けてはどうか。(第 50 回専門委員会)

(分類 1)に該当する企業における回収可能性適用指針における取扱いは監査委員会報告第 66 号における取扱いを踏襲していることから、回収可能性適用指針に適用により(分類 1)に該当する企業における繰延税金資産の回収可能性の判断が変更されているケースは稀と考えられるため、経過措置を設けないことが考えられるかどうか。

5. 事務局より、「税効果会計に係る会計基準の適用指針(案)」等の早期適用についてのニーズを確認したところ、主に次の意見が聞かれた。

- (1) 早期適用については、比較可能性が阻害される等の弊害が生じない限り、認めることを前提に議論すべきではないか。(第 358 回企業会計基準委員会)

上記の意見を踏まえ、表示及び注記事項の見直しについては早期適用を認める提案に変更し、審議事項(5)-2-2、審議事項(5)-3-2 及び審議事項(5)-4 の記載を見直した。なお、会計方針の変更については早期適用を認めないことを提案している。

- (2) 財務諸表作成者のコストが低減される取扱いの場合、早期適用を認める意義はあると考える。例えば、繰延税金資産及び繰延税金負債の表示に関しては、コストが低減されるため早期適用のニーズがあるかもしれない。一方、注記に関しては、準備期間が必要であるため早期適用のニーズはないと考えられる。(第

358 回企業会計基準委員会)

- (3) 今回の税効果会計に係る指針の移管の中では、開示の対応に負荷がかかるため、早期適用に関して作成者側に強いニーズはないと考えられる。(第50回専門委員会)
- (4) 繰延税金資産及び繰延税金負債の表示を非流動区分へ変更することによる利用者の対応の負荷よりも、開示が拡充されるメリットのほうが大きいいため、早期適用を認めてもよいと考える。(第50回専門委員会)

(2)から(4)の意見については、(1)の見直しの中で対応している。

以 上